

佐渡市と新潟大学との連携に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と国立大学法人新潟大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携し、協力する。

- (1) 自然、環境、医療、保健及び福祉に関すること。
- (2) 産業及び地域振興に関すること。
- (3) 教育、文化及びまちづくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な分野に関すること。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲と乙とで構成する連携協議会を設置する。

2 連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙が協議して定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

平成20年11月13日

甲 佐渡市千種232番地

乙 新潟市西区五十嵐二の町8050番地
国立大学法人 新潟大学

佐渡市長

学 長

高野 浩一郎

下條 文武